

宮城県こども計画（仮称）策定及びこども施策の検討のため、またこども基本法第11条に定めるこどもや子育て当事者等に対する意見の聴取の一環として、宮城県のこども等に係る調査及び分析を実施するもの。

【参考】こども基本法第11条 こども等の意見の反映

- ▶ 地方公共団体は、こども施策の策定・実施・評価に当たっては、こどもや子育て当事者等の意見を聴取して反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

- ＜令和5年度の取組＞ ・みやぎの青少年意見募集事業（共同参画社会推進課事業）への参画（アンケート、意見交換会に出席）
・みやぎ高校生フォーラム（高校教育課事業）への参画（パネル出展、意見聴取、アンケート）

調査概要（案）

こどもアンケート調査及び少子化に関する意識調査を実施する。

調査	【こども向け】 こどもアンケート調査	【子育て当事者等向け】 少子化に関する意識調査
調査対象	県内の中学2年生	県内在住の18～49歳の男女
対象者数	約18,900名	3,000名
抽出方法	全数	無作為抽出
配布・回収方法 （予定）	学校を通じて直接配布 インターネット上で回答 ※一部郵送も併用	郵送で調査票配布 インターネットでの回答・郵送で回収
質問内容等	<ul style="list-style-type: none"> 日常生活・居場所について 家族・他者との関わりについて 将来について 意見聴取・反映の方法について 等 	<ul style="list-style-type: none"> 結婚について 子ども・子育てについて 日常生活・仕事について 等
備考	<ul style="list-style-type: none"> 今回県として初の調査 回答者がアンケートを回答する中で、こども施策等に関する情報について知ることができるよう工夫する 	<ul style="list-style-type: none"> 平成28年度に「宮城県結婚・出産・子育てに関する意識調査」実施実績あり

スケジュール（予定）

- 令和6年4月～5月 業務委託契約締結
令和6年6月以降 調査実施、分析
令和6年10月以降 公表、宮城県こども計画（仮称）案への反映等